

# 小田原スキー協会 規 約

## 第1章 総 則

### 【 名 称 】

第1条 本協会は、小田原スキー協会という。

### 【 組 織 】

第2条 本協会は、(公財)全日本スキー連盟、(公財)神奈川県スキー連盟、(公財)小田原市体育協会(以下 上部団体という)に属し、当協会に所属する各団体をもって組織する。

### 【 事 務 所 】

第3条 本協会の事務局は、役員改選時、常任理事会においてその都度決定される。

### 【 目 的 】

第4条 本協会は、地域スキーの発展向上をはかると共に、安全な正しいスキー技術の普及および相互の融和をはかる事を目的とする。

## 第2章 事 業

### 【 事 業 】

第5条 本協会は、第4条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 上部団体に、小田原スキー界を代表して加盟すること。
- (2) 上部団体の主催する諸行事に参加すること。
- (3) スキー技術の向上と普及啓蒙をはかるための各種講習会、技術検定を実施すること。
- (4) その他本協会の目的を達成するために必要なこと。

## 第3章 所 属 団 体

### 【 所属できる団体 】

第6条 本協会への所属団体は、スキー愛好者のグループであること。

### 【 所 属 】

第7条 所属団体は、新たに加える団体も含め団体名、代表者、理事長、事務担当者、基礎担当者、競技担当者、会員名簿を決定明記して提出する。

【 所属 ・ 脱退 】

第8条 団体の本協会への所属、脱退は理事会の決議による。ただし、所属については常任理事会が仮承認出来る。

【 負担金 ・ 登録 】

第9条 所属団体は、負担金を毎年期限迄に納入しなければならない。同時に、所属団体会員ならびに各種有資格者の登録をしなければならない。登録については、上部団体登録規定による。

第4章 資産および会計

【 資産および収入 】

第10条 本協会の資産および収入は次の通りとする。

- (1) 財産目録記載の財産
- (2) 所属団体の負担金、登録料
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

【 会計年度 】

第11条 本協会の会計年度は毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

第5章 役員

【 役員 】

第12条 1. 本協会に次の役員をおく。

会長	1名
副会長	3名以内
理事長	1名
監事	2名

上記以外の常任理事 9名以上15名以内 および特別常任理事  
(上部団体派遣役員)をおくことが出来る。

2. 必要に応じ、副理事長 1名をおくことが出来る。

【 役員を選出 】

第13条 1. 役員は理事会において選出される。  
2. 役員に欠員および増員の必要が生じた場合は、常任理事会において補充し、最新の理事会にはかる。

【 会長および副会長 】

第14条 1. 会長は、本協会を代表し、会務を総理する。  
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき、または欠けたるときはこれを代行する。

【 理事長 ・ 副理事長 】

- 第15条 1. 理事長は、理事会の決議にもとづき会務を執行する。  
2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるとき、または欠けたるときはこれを代行する。

【 上記以外の常任理事 】

- 第16条 上記以外の常任理事は、理事長、副理事長を補佐し、会務を執行する。

【 監 事 】

- 第17条 監事は、会計および運営を監査する。

【 役員の任期 】

- 第18条 1. 役員の任期は、9月1日より2年とする。ただし、再任を妨げない。  
2. 補充役員の任期は残任期間とする。

第6章 名誉会長 ・ 顧問 ・ 参与 ・ 会友

【 名誉会長 ・ 顧問 ・ 参与 ・ 会友 】

- 第19条 本協会に名誉会長 1名、顧問、参与、会友をそれぞれおくことができる。  
(1) 前会長を名誉会長、特別功労者を顧問、功労者を参与、貢献者を会友とし、常任理事会の決議に従って会長が委嘱する。  
(2) 会友を除く名誉役員は、理事会、常任理事会に出席して意見を述べることが出来る。ただし、決議権はないものとする。

第7章 運 営

【 理 事 会 】

- 第20条 理事会は、本協会の最高の決議機関である。

- 第21条 理事会は、次の事項を審議決定する。  
(1) 役員の選出  
(2) 予算ならびに決算  
(3) 事業報告と事業計画  
(4) 本規約の改廃  
(5) 所属団体の承認、脱退  
(6) その他決議を要する重要な事項

- 第22条 1. 理事会は、毎年8月に会長が召集する。  
2. 会長が、必要と認めるとき臨時理事会を開くことができる。

第23条 理事会は、理事および役員で構成し、出席理事中より議長を選出する。

第24条 1. 理事は、理事会において所属団体を代表する。  
2. 理事は、所属団体が理事会開催時選出し、届け出る。  
3. 所属団体が選出する理事の数は、理事会開催年の1月1日現在の会員登録数に基づき次のとおりとする。

SAJ会員登録数	理事数
① 10名以下	1名
② 11名 ~ 50名	2名
③ 51名 ~ 100名	3名
④ 101名以上	4名

第25条 1. 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開催することが出来ない。但し、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。  
2. 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもってこれを決定する。可否同数のときは、議長がこれを決定する。

#### 【 常任理事会】

第26条 常任理事会は、本協会の執行機関である。

第27条 常任理事会は、次の会務を執行する。  
(1) 当面する事務の処理  
(2) 理事会の決定事項の執行  
(3) 規定の改廃  
(4) その他必要な事項の執行

第28条 常任理事会は、必要に応じて会長が召集する。

第29条 常任理事会は、役員で構成し、その議長には理事長があたる。

第30条 常任理事会の議事は、出席役員の過半数の同意をもって、これを決定する。可否同数のときは、議長がこれを決定する。

#### 【 専門委員会】

第31条 本協会は、常任理事会の決議によって各種の専門委員会をおくことが出来る。

## 第8章 規 定

### 【 規 定 】

第32条 本協会の運営上必要と認めるときは、常任理事会において規定の制定並びに改廃が出来る。

## 第9章 規約の変更

### 【 規約の変更 】

- 第33条
1. 会員は、本規約に対して異議が生じた場合は、所属団体を通じて改定案を提出することが出来る。
  2. 協会役員は、本規約に対して異議が生じた場合は、規約規定委員会を構成し改定案を提出することが出来る。
  3. 本規約は、理事会において改定することが出来る。

## 第10章 補 則

### 【 補 則 】

第34条 本規約は、昭和57年11月24日より施行される。  
平成元年11月29日 一部改定  
平成 3年 5月22日 一部改定  
平成10年 8月26日 一部改定  
平成25年 8月21日 一部改定